

平成25年度以降も競争性のない随意契約によらざるを得ない契約

(省庁名:外務省)

【様式2】

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにの所属する部署名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及びその理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「成田分室他」賃貸借契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	成田国際空港株式会社	千葉県成田市古込字古込1-1	本件サービスの提供が可能な業者は、本契約の相手方の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	54,066,204	54,066,204	100%		場所が限定される賃貸借その他業務	□	
「沖繩事務所」の建物」賃貸借契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1-12-1	契約目的、行政効率等を勘案した結果、契約物件に代替可能な物件は見あたらず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	19,815,948	19,815,948	100%		場所が限定される賃貸借その他業務	□	
「行政事務等に関する法律顧問契約」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	田辺総合法律事務所	東京都千代田区丸の内3-4-2	過去における法律相談等の継続性・整合性を保ちつつ、円滑な対応を確保していくには、これまでの情報の蓄積が必要不可欠であり、右情報を有しているのは本契約相手方の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)	9,600,000	9,600,000	100%		行政目的を達成するために不可欠な業務を提供することが可能な者から提供を受けるもの	二(へ)に準ずる	
「AP通信ニュース受信契約」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	AP通信社	東京都港区東新橋1-7-1	当該情報サービスの提供元と直接契約するものであり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	9,156,000	9,156,000	100%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(へ)	
「本省他CNN放送受信契約」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月1日	株式会社日本ケーブルテレビジョン	東京都渋谷区神宮前1-3-10	本件サービスの提供が可能な業者は、本契約相手方の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	4,410,000	4,410,000	100%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(へ)	
「AFPニュースサービス受信契約」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	株式会社時事通信社	東京都中央区銀座5-15-8	本件サービスの提供が可能な業者は、本契約相手方の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	5,166,000	5,166,000	100%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(へ)	
「朝鮮通信社によるニュース配信契約」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	株式会社朝鮮通信社	東京都文京区白山4-33-14	当該情報サービスの提供元と直接契約するものであり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	4,032,000	4,032,000	100%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(へ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及びその理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「ファクティブ・ドットコム受信契約」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	ダウ・ジョーンズ ジャパン株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	当該情報サービスの提供元と直接契約するものであり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	3,622,500	3,622,500	100%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(ハ)	
「本省他BBC放送受信契約」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月1日	BBCワールドジャパン株式会社	東京都港区赤坂4-9-17	本件サービスの提供が可能な業者は、本契約相手方の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	3,402,000	3,402,000	100%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(ハ)	
「成田国際空港フライト情報の提供及びビデオ表示器使用料」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	成田国際空港株式会社	千葉県成田市古込字古込1-1	本件サービスの提供が可能な業者は、本契約相手方の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	2,759,400	2,759,400	100%		場所以が限定される賃貸借その他業務	ロ	
「沖縄担当大使の宿舎」賃貸借契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	特定個人	特定個人住所	契約目的、行政効率等を勘案した結果、契約物件に代替可能な物件は見あたらず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	2,184,000	2,184,000	100%		場所以が限定される賃貸借その他業務	ロ	
「Lexis Nexisオンライン情報サービス「Lexis.com」」契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	レクシスネクシス・ジャパン株式会社	東京都世田谷区太子堂4-1-1	当該情報サービスの提供元と直接契約するものであり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	1,905,120	1,905,120	100%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(ハ)	
「Country Reports」及び「Country Forecast Regional Overview」並びに「Risk Briefing Africa」(インターネット版)の購読業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	レイデンリサーチ株式会社	東京都千代田区有楽町1-7-1	当該情報サービス代理店と直接契約するものであり、他に競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	1,875,717	1,875,717	100%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(ハ)	
「成田国際空港有料待合室の借り上げ」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月1日	成田国際空港株式会社	千葉県成田市古込字古込1-1	本件サービスの提供が可能な業者は、本案件の相手方の他になく、他に競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	-	複数単価	-		場所以が限定される賃貸借その他業務	ロ	
「官報公告等掲載契約」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-4	当該刊行物の出版元と直接契約するものであり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	-	複数単価	-		官報、法律案、予算案等の印刷業務	ハ	
「外国新聞(Financial Times)の購読契約」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年4月2日	フィナンシャル・タイムズ(ジャパン)リミテッド	東京都千代田区内幸町1-1-7	当該情報サービスの提供元と直接契約するものであり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	6,030,600	6,030,600	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(ハ)	
政府要人の国際会議等出席に係る通訳業務(4件)	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光 東京都千代田区霞が関2-2-1	年間にわたり、複数案件あり	株式会社リソバンク他	東京都港区西新橋3-15-3 他	通常、総理等の外国訪問は直前に決定されるため入札は不可能であり、本契約の相手方はこの種の公式通訳を行うことが可能な経験豊富な者を迅速に手配可能であり、他に競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	6,600,190	5,615,190	85%		相手国との関係から業務の質を確保することについて特段の配慮を要するもの 行政目的を達成するために不可欠な業務を提供することが可能な者から提供を受けるもの	二(ハ)に準ずる	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにの所属する部署名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及びその理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年6月4日	根室市役所	北海道根室市常盤町2-27	四島住民に真に必要な支援を実施し、領土問題の啓発を行いながら我が国に対する信頼感を高め、平和条約締結交渉の環境整備に資することが可能なのは、地方公共団体の他に、他に競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	5,380,721	5,380,721	100%		場所が限定される買貸借その他業務	□	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年6月4日	中標津町役場	北海道標津郡中標津町丸山2-22	四島住民に真に必要な支援を実施し、領土問題の啓発を行いながら我が国に対する信頼感を高め、平和条約締結交渉の環境整備に資することが可能なのは、地方公共団体の他に、他に競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	2,504,779	2,504,779	100%		場所が限定される買貸借その他業務	□	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年6月5日	町立中標津病院	北海道標津郡中標津町西10条南9-1-1	本件契約は、移送される患者の身体的負担にかんがみ、適切な治療・診断を行うことのできる施設及び医師を擁し、患者の病院までの移送距離が短いことが必要不可欠である。同病院は移動時間1時間以内に入院治療が可能であり、かつ事前に初診診断のできない入院患者への治療行為を行うことができることから、他に競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	1,272,313	1,272,313	100%		場所が限定される買貸借その他業務	□	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年6月5日	市立根室病院	北海道根室市有磯町1-2	本件契約は、移送される患者の身体的負担にかんがみ、適切な治療・診断を行うことのできる施設及び医師を擁し、患者の病院までの移送距離が短いことが必要不可欠である。同病院は移動時間1時間以内に入院治療が可能であり、かつ事前に初診診断のできない入院患者への治療行為を行うことができることから、他に競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	6,673,670	6,673,670	100%		場所が限定される買貸借その他業務	□	
国公實業務訪問客等接遇(宿舍契約)(18件)	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	年間にわたり、複数案件あり	株式会社ニューオータニ他	東京都千代田区紀尾井町4-1他	賓客政府側の希望を踏まえ、警備、立地条件、受入体制などを総合的に判断して最適であり他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	41,293,528	41,293,528	100%		相手国との関係から業務の質を確保することについて特段の配慮を要するもの 行政目的を達成するために不可欠な業務を提供することが可能な者から提供を受けるもの	二(ハ)に準ずる	
「アジア太平洋安全保障協力会議の研究」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年6月15日	公益財団法人日本国際問題研究所	東京都千代田区霞が関3-8-1	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入又は履行できないため(会計法第29条の3第4項)。	3,476,353	3,476,353	100%	2	国際的取り決めによるもの	イ(ロ)	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年6月29日	根室市役所	北海道根室市常盤町2-27	四島住民に真に必要な支援を実施し、領土問題の啓発を行いながら我が国に対する信頼感を高め、平和条約締結交渉の環境整備に資することが可能なのは、地方公共団体の他に、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)	3,408,646	3,408,646	100%		場所が限定される買貸借その他業務	□	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年6月29日	市立根室病院	北海道根室市有磯町1-2	本件契約は、移送される患者の身体的負担にかんがみ、適切な治療・診断を行うことのできる施設及び医師を擁し、患者の病院までの移送距離が短いことが必要不可欠である。同病院は移動時間1時間以内に入院治療が可能であり、かつ事前に初診診断のできない入院患者への治療行為を行うことができることから、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)	6,232,393	6,232,393	100%		場所が限定される買貸借その他業務	□	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにの所属する部署名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及びその理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年6月29日	中標津町役場	北海道標津郡中標津町丸山2-22	四島住民に真に必要な支援を実施し、領土問題の啓発を行いながら我が国に対する信頼感を高め、平和条約締結交渉の環境整備に資することが可能なのは、地方公共団体の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)	2,023,866	2,023,866	100%		場所が限定される賃貸借その他業務	口	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年6月29日	町立中標津病院	北海道標津郡中標津町西10条南9-1-1	本件契約は、移送される患者の身体的負担にかんがみ、適切な治療・診断を行うことのできる施設及び医師を擁し、患者の病院までの移送距離が短いことが必要不可欠である。同病院は移動時間1時間以内に入院治療が可能であり、かつ事前に初診診断のできない入院患者への治療行為を行うことができることから、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)	1,461,548	1,461,548	100%		場所が限定される賃貸借その他業務	口	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年7月27日	根室市役所	北海道根室市常盤町2-27	四島住民に真に必要な支援を実施し、領土問題の啓発を行いながら我が国に対する信頼感を高め、平和条約締結交渉の環境整備に資することが可能なのは、地方公共団体の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	1,729,863	1,729,863	100%		場所が限定される賃貸借その他業務	口	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年7月27日	中標津町役場	北海道標津郡中標津町丸山2-22	四島住民に真に必要な支援を実施し、領土問題の啓発を行いながら我が国に対する信頼感を高め、平和条約締結交渉の環境整備に資することが可能なのは、地方公共団体の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)	2,177,553	2,177,553	100%		場所が限定される賃貸借その他業務	口	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年7月30日	市立根室病院	北海道根室市有磯町1-2	本件契約は、移送される患者の身体的負担にかんがみ、適切な治療・診断を行うことのできる施設及び医師を擁し、患者の病院までの移送距離が短いことが必要不可欠である。同病院は移動時間1時間以内に入院治療が可能であり、かつ事前に初診診断のできない入院患者への治療行為を行うことができることから、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	1,086,411	1,086,411	100%		場所が限定される賃貸借その他業務	口	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年7月30日	町立中標津病院	北海道標津郡中標津町西十条南9-1-1	本件契約は、移送される患者の身体的負担にかんがみ、適切な治療・診断を行うことのできる施設及び医師を擁し、患者の病院までの移送距離が短いことが必要不可欠である。同病院は移動時間1時間以内に入院治療が可能であり、かつ事前に初診診断のできない入院患者への治療行為を行うことができることから、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	1,314,511	1,314,511	100%		場所が限定される賃貸借その他業務	口	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年8月24日	根室市役所	北海道根室市常盤町2-27	四島住民に真に必要な支援を実施し、領土問題の啓発を行いながら我が国に対する信頼感を高め、平和条約締結交渉の環境整備に資することが可能なのは、地方公共団体の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	6,436,292	6,436,292	100.0%		場所が限定される賃貸借その他業務	口	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成24年8月24日	市立根室病院	北海道根室市有磯町1-2	本件契約は、移送される患者の身体的負担にかんがみ、適切な治療・診断を行うことのできる施設及び医師を擁し、患者の病院までの移送距離が短いことが必要不可欠である。同病院は移動時間1時間以内に入院治療が可能であり、かつ事前に初診診断のできない入院患者への治療行為を行うことができることから、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	7,232,900	7,232,900	100.0%		場所が限定される賃貸借その他業務	口	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにの所属する部署名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及びその理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
ワン・ワールドフェスティバル(大阪)における外務省主催シンポジウム等開催業務	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成25年1月24日	特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会	大阪府大阪市中央区 内本町1-4-12	本フェスティバルは契約相手先が事務局としてロジ全般を行っているフェスティバルの一部分を当方事業として行うものであり、同団体以外に本件ロジ業務委嘱を行える団体は存在せず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	2,597,516	2,597,516	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な業務を提供することが可能な者から提供を受けるもの	二(へ)に準ずる	
「在外公館用FM放送機等無線機の保守・運用指導」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 水嶋光一 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成25年1月7日	株式会社JVCケンウッド	神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-12	本件保守用部品の提供が可能な業者は当該機器の製造業者である本契約の相手方の他に、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	11,101,200	11,101,200	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な業務を提供することが可能な者から提供を受けるもの	二(へ)に準ずる	